

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」の施行について

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「告示」という。）により、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けることとされており、それぞれ環境基準値が定められている。これに関し、令和7年2月14日付けで「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和7年2月環境省告示第5号）が公布・施行された。

また、中央環境審議会からの「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（第3次答申）」を受け、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」（平成13年5月31日環水企第92号。以下「事務処理基準」という。）の一部改正（令和7年2月14日環水大管発第2502142号）が通知された。

1 今回の見直しに関する基本的な考え方

第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）を踏まえ、地域の水環境保全に関する課題が多様化する中で、既存の制度では課題がある水域において、地域のニーズや実情、科学的知見等に応じて、環境基準の柔軟な運用を可能とする。

2 見直しの概要

①適時適切な類型の見直し

生活環境の保全に関する環境基準については、告示において水域の利用目的の変化にあわせて水域類型を適宜見直すことと規定されているが、現在の水域類型よりも基準値の高い類型に変更する場合、「現状非悪化[※]」に反するのではないかと懸念により、適切な類型への見直しがされていないことがある。このため、利用目的の実態、科学的知見等を踏まえ、地域の意見を聞いたうえで、利用目的に支障のない範囲で水域類型を見直すことは、地域の実情に応じた適切な類型の見直しであり、「現状非悪化」に該当しないことを事務処理基準に示す。

※告示 第1の2（2）エ「当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することのないよう配慮すること。」

②利用目的の適応性に係る水浴の見直し

ある水域の類型を検討する場合、当該水域内に水浴場があることをもって、その水域全体に「水浴」を適用している例があるが、水域全体に求められる水質と水浴場で求められる水質は必ずしも一致するわけではない。また、諸外国での水浴（主にレクリエーション用途）基準では、「大腸菌数」を基準としているものが多く、「COD/BOD、SS、DO、全窒素、全磷」を対象としているものは少ない。このため、現行の告示別表にある利用目的の適応性から「水浴」を除外し、「水浴」については、大腸菌数のみ別途備考欄に規定する。

③季別の類型指定

海域及び湖沼において窒素・リンの濃度低下による生物への影響が指摘されており、一部の地域では栄養塩供給に関するニーズがある。一方で、窒素・リンの供給過多による富栄養化への懸念も存在している。地域ごとの異なる実情に柔軟な対応ができるよう、COD、全窒素及び全燐について「季別の類型指定の選択が可能であること」を事務処理基準に示す。

④COD の達成評価

有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていないにもかかわらず、COD が基準を達成しておらず、継続的に汚濁負荷削減が求められてしまうような場合、利水目的や地域のニーズとの乖離の問題を発生させる場合が考えられることから、海域A 類型及びB 類型において、当該水域の利用目的に対して、現に有機汚濁を主因とした利水上の障害が生じていない場合は、COD の達成評価を行わないことを可能とする。

3 見直しに伴う本県における水質類型の整理

①適時適切な類型の見直し

- ・ 本県では、年度ごとに生活環境項目の達成状況を確認し、類型指定見直しの要件に該当している場合に見直しを行っており、引き続き適時適切な類型の見直しを実施する。

②利用目的の適応性に係る水浴の見直し

- ・ 本県では、水浴のみを利用目的とする河川はないため、各河川においてあてはめる大腸菌数の基準値は変わらない。
- ・ 本県の海域A 類型の水域は自然環境保全を目的としているため、各海域においてあてはめる大腸菌数の基準値は変わらない。

③季別の類型指定

- ・ 本県の海域は5つの水域に区分されているが、東讃海域を除く4つの水域については国が類型指定を行っている。東讃海域については、今後の国の動向を踏まえ、必要に応じて検討する。

④COD の達成評価

- ・ 本県海域のCOD は環境基準を達成していない状況が続いており、継続的に赤潮が発生していることから、引き続きCOD の達成評価を行う。

【参考】環境省資料：今回の見直しに関する基本的考え方（別添1～別添4）

- 今回の見直しは、地域の水環境保全に関する課題が多様化する中で、既存の制度では課題がある水域において、地域のニーズや実情に応じて環境基準の柔軟な運用を可能とするためのものです。

(よくある質問)

- 「地域関係者との協議」とはどのようなスキームを想定しているのか。
- 各水域の管理者との関係や位置づけを明確にしてもらいたい。
- CODの達成評価を要しない「利水上の支障」とはどの程度のものを想定しているか。

制度の見直し

- ① 適切な水質管理のための適時適切な類型の見直し
- ② 「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し
- ③ 季別の類型指定
- ④ CODの達成評価

地域の実情

・水質の状況 など



地域のニーズ

・水域の利用目的 など

今後の類型指定の見直しに当たっては、「水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこと。」

地域のニーズや実情に応じた柔軟な運用の実現

今回の見直しに関する基本的考え方（補足）

（よくある質問①）

- 水域類型を見直す際の判断基準、具体的な指針、ガイドライン等を示してほしい。

（解説）

- 柔軟な運用を可能とするための制度改正であり、**地域に応じて状況が異なる**ことを念頭に置いている。このため、一律の判断基準は設けないが、**具体的な事例などの情報を随時提供**していく。
- 今回の改正は、**全ての水域で既存の水域類型を変更するように求めるものではなく、あくまでも既存の制度では課題がある水域に対し柔軟な対応を可能とすることを目的とするものである。**
- 各都道府県市においては、今回の改正趣旨を踏まえ、**各地域の状況に応じて柔軟な運用**を検討いただきたい。

（よくある質問②）

「地域関係者との協議」は必要なのか。どのようなスキームを想定しているのか。

（解説）

- 利用目的に応じて水域の類型指定は設定されることから、**利用目的に応じた地域関係者との協議が重要**と考える。
- 「地域関係者との協議」の**スキーム**について、**具体的な手法は一律に決めることは適当ではなく、各都道府県市の実情に応じて可能な手段で対応することとなる。**（例えば、環境審議会でのヒアリング等が想定される。また、新たに水域類型を指定する際と同様のスキームで協議することも考えられる。）

・告示備考の「水浴」とは、**水の経口摂取の可能性が高い活動**として、水との触れ合い、水域でのスポーツ、レクリエーションなど水に触れる利用を幅広くいう。

【事務処理基準 第1の1 (5) 1)】

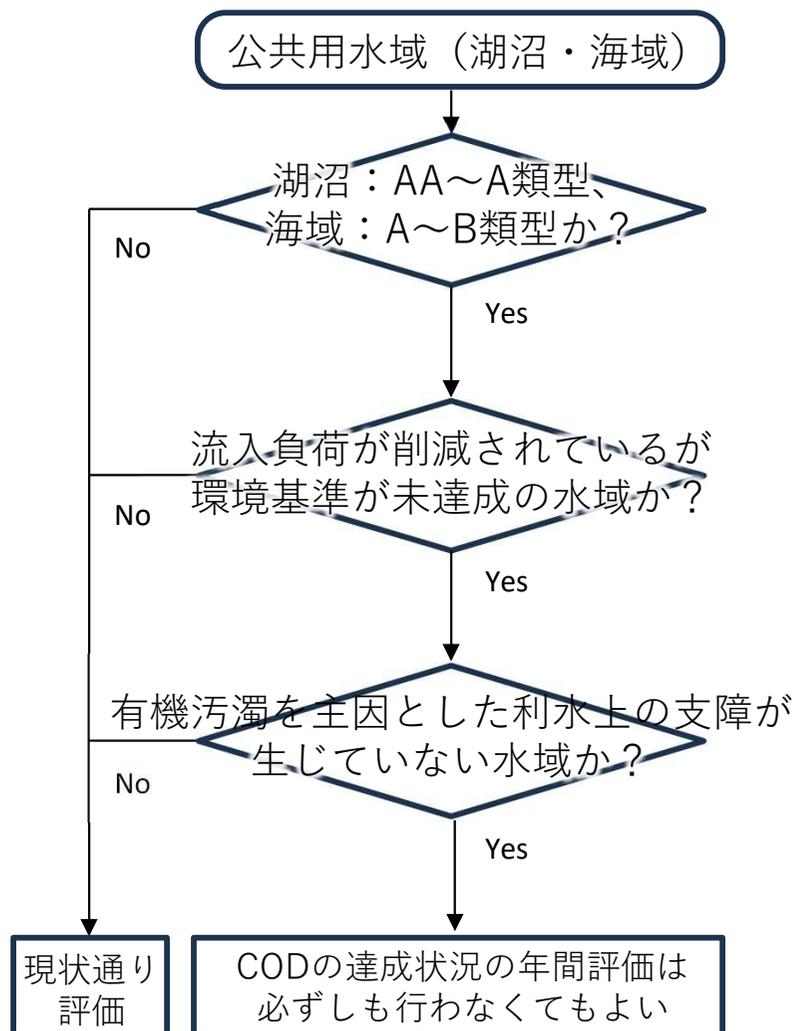
・水と接触する機会をもつレクリエーションとして、**水泳、入浴、サーフィン、水上スキー、素潜り、子どもによる水遊び**など、水との身体的接触が高い活動が含まれる。

・ラフティング等の川下り、カヌー・カヤック・スワンボートなどの船上でのレクリエーションは、身体が水に浸ることが通常ではない場合、又は、大量の水飛沫を浴びることが通常ではない場合であれば、**水の経口摂取の可能性が高い活動ではないと考えられ、「水浴」に該当しないと考える。**

・このため、河川敷のキャンプ場やBBQ場での活動は、「水浴」に該当しないと考える。

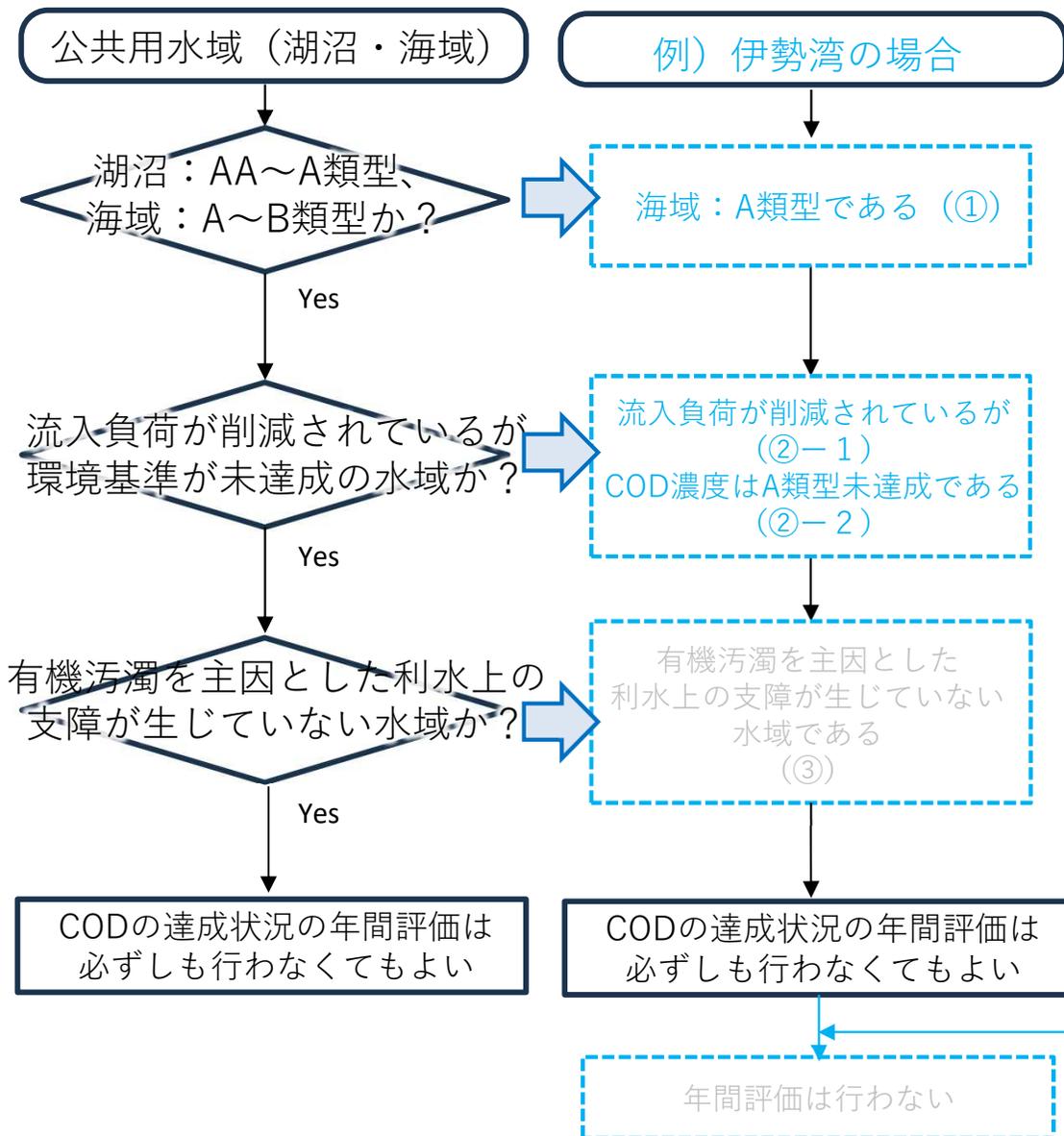
・CODの環境基準の達成状況の年間評価の変更について、年間評価を行わなくてもよいと判断するための考え方のフロー（例）を以下に示す。

考え方のフロー（例）



CODの環境基準の達成評価を行わない判断の具体的フロー（例①）

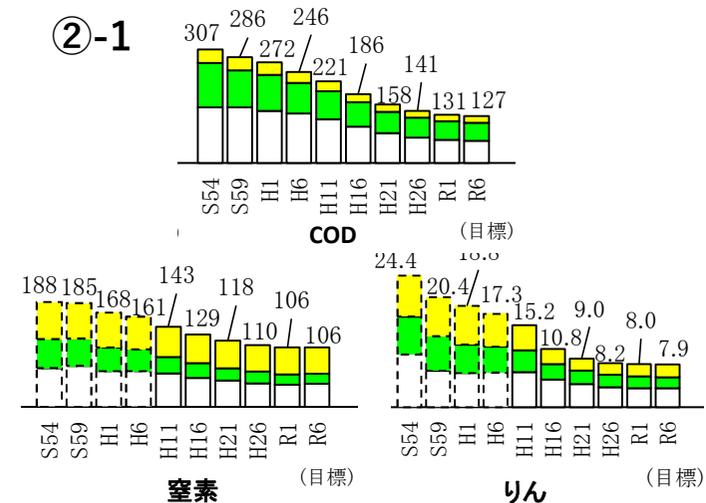
・CODの環境基準の達成状況の年間評価の変更について、具体的な水域（例として伊勢湾）で考えた際の判断根拠の資料例を示す。



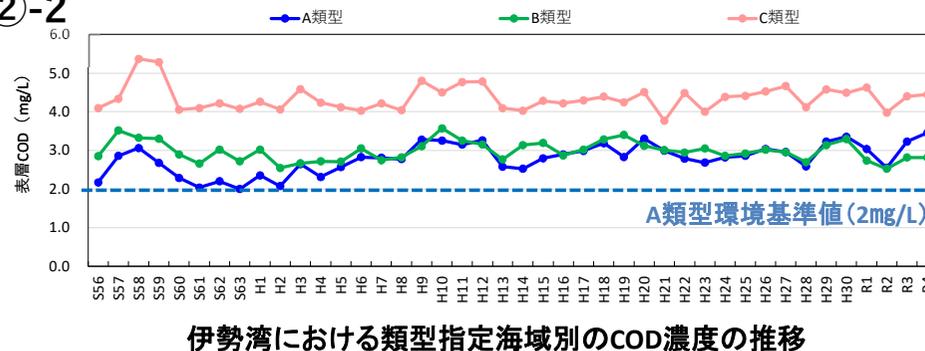
①



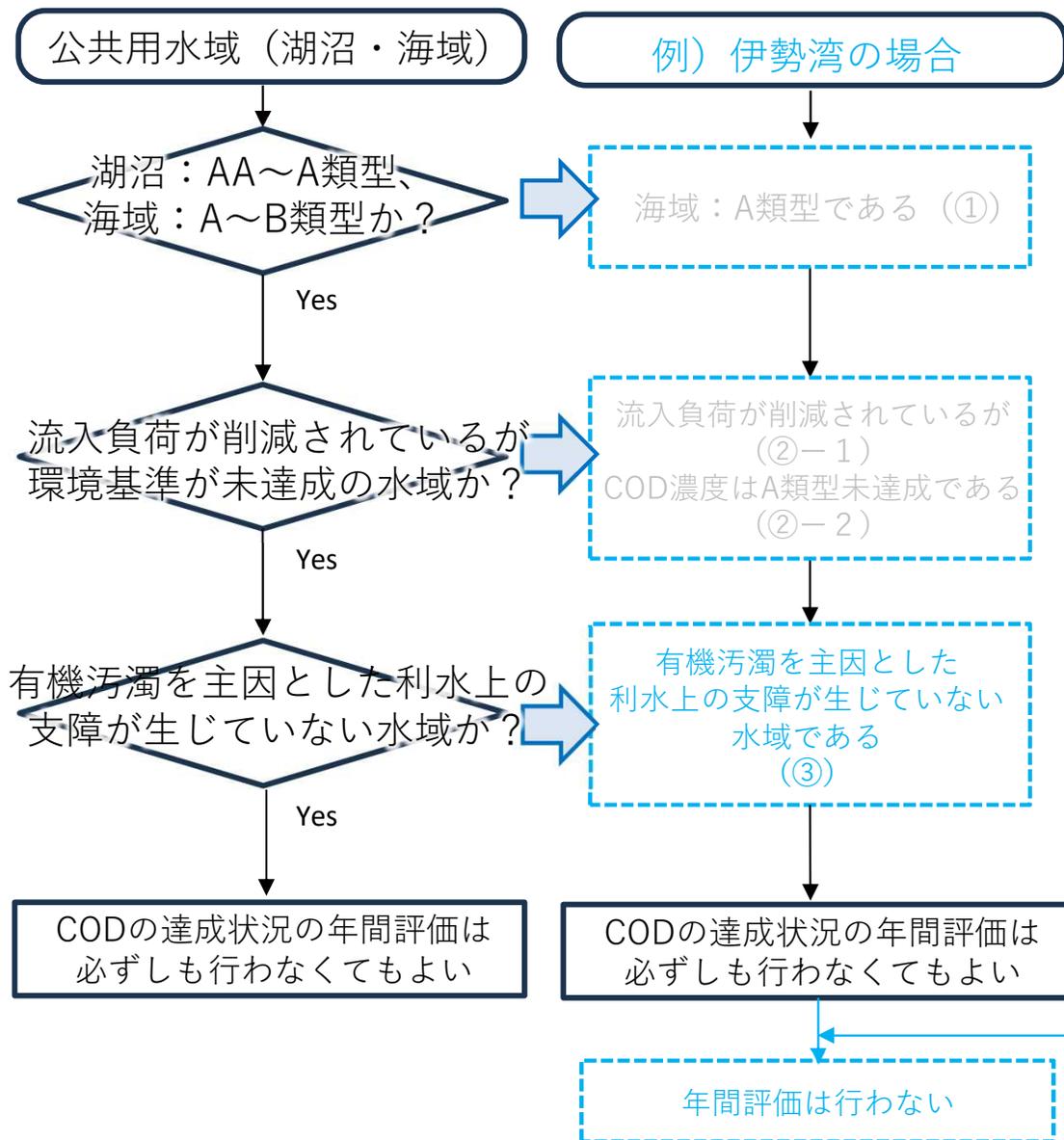
②-1



②-2



CODの環境基準の達成評価を行わない判断の具体的フロー（例②）



③ 伊勢湾の赤潮による漁業被害状況(H15～R5)

年度	被害発生場所	生物種	被害内容
H16	伊勢湾東部 (知多半島沿岸)	クロノリ	赤潮による 色落ち
H17	伊勢湾(南部)	ノリ	
H19	伊勢湾(北西部)	クロノリ	
H19	伊勢湾中部	クロノリ	
H26	伊勢湾(鈴鹿市～伊勢市)	クロノリ	へい死
H29	伊勢湾南部 (パッチ状に点在)	不明	
H30	伊勢湾東部	ノリ	
R4	伊勢湾 (伊勢市周辺および明和町以北)	ハマグリ、スズキ、マダイ、クロダイ、ボラ、エイ	赤潮による 色落ち
R4	伊勢湾北東部	アカエイ、ツメタガイ、ガザミ	へい死

※被害金額は不明のため示していない。

出典：1.「三重県沿岸海域に発生した赤潮」（平成15年～令和5年、三重県水産研究所）より作成
2.「令和元年 伊勢湾・三河湾の赤潮・苦潮発生状況」（令和2年、愛知県水試研究業績）より作成

⇒ 時期、場所とも散発的であり、継続的には発生していない状況である。

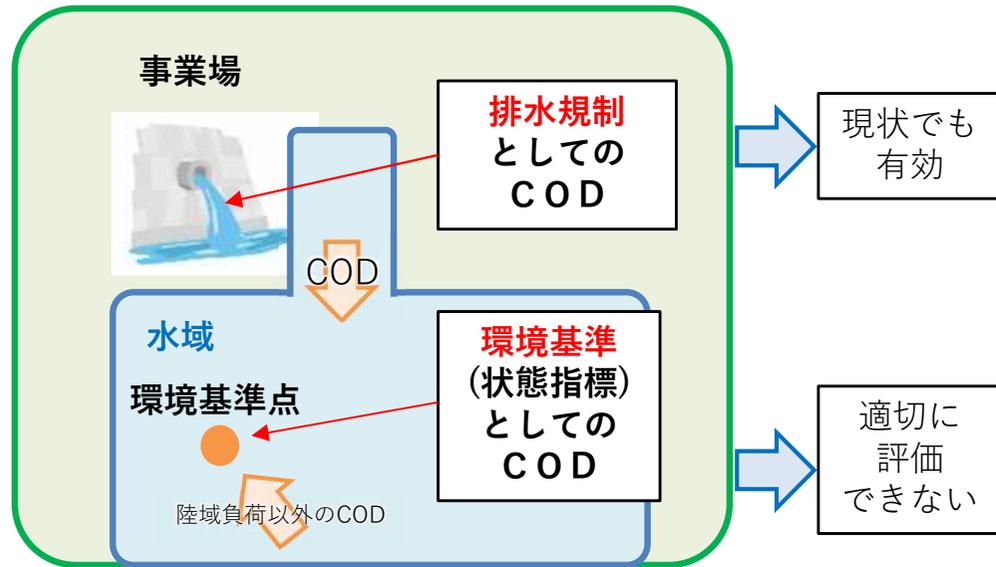
(補足) COD環境基準の達成評価を行わないことを可能としたことの方

- ・今回の改正は、**有機汚濁を主因とした利水障害が発生していないにも関わらず、CODの環境基準を達成していないためにより一層の負荷削減が求められる状況**が、利水目的や地域のニーズとの乖離の問題を発生させる場合があるとの考えから、その対応を目的としている。
- ・**海域についてはA、B類型、湖沼においてはAA又はA類型**で、当該水域の利用目的に対して、**現に有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない場合**は、CODの達成評価を必ずしも行わなくても良いものとする。
【参照：事務処理基準 第2の1（3）2）①オ】
- ・ここで言う利水上の支障は、有機汚濁を主因としたものであり、継続的に赤潮等によって被害が生じるような障害等を想定している。なお、ここでは栄養塩類の不足が要因と考えられる生産性の低下は、利水障害の定義に含まない。
- ・また、現に利水上の支障が生じていない場合であっても、有機汚濁の濃度が再度増加するなど、**有機汚濁を主因とした利水上の支障が再発する可能性に鑑み、水域の有機汚濁に関する常時監視（モニタリング）は継続して実施する必要がある**。モニタリングの内容は、有機汚濁が再度進行し、支障が生じないことを把握する目的であることから、CODのほか、底層DO、TOC等の項目を採用することが想定される。

CODの環境基準の達成評価を行わないことと排水規制の関係

別添4

- ・今回の改正は、水域のCODが流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を表す指標としてはCODが適切に機能しない場合に、CODの環境基準の達成評価を行わないことを可能とするものである。
- ・CODの環境基準の達成評価を行わない場合でも、良好な水質の確保のため、工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。



当初はCOD負荷が削減されることにより、水域のCOD濃度が減少することを想定していたため、「環境基準を確保することを目的」に総量削減目標量が設定され、総量削減制度による水質規制が実施されてきた。（水質汚濁防止法第4条の2第2項）

現在は、水域によっては、CODが、内部生産、海底からの溶出、外洋からの流入など、陸域からの流入負荷以外の要因によるところが大きく、**水域の有機汚濁の状態を評価する指標としては、特に低濃度の範囲では、CODが適切に機能していない場合や、CODの達成状況と利水障害との相関がなくなっている場合がある。**
今回の改正は、こうした場合にCODの環境基準の達成評価を行わないことを可能とするもの。

一方、排水中の有機汚濁の指標としては、CODは引き続き有効。

CODの環境基準の達成評価を行わない場合でも、良好な水質の確保のために、**工場・事業場からのCODの排水規制や総量削減制度は引き続き当然に必要**であり、CODの排水基準や総量規制基準に影響するものではない。

